

(1) 令和4事業年度事業報告書(業務改善関連業務)

令和4年4月に発生した知床観光船事故を受け、小型旅客船に関する検査を強化するとともに、令和5年2月に「業務改善計画」を策定し、各般の取り組みを進めている。これらの取り組みは次のとおりである。

1. 知床観光船事故を受け、国と異なる検査の方法で実施されているものを総点検し、該当したものは全て変更又は廃止した。その上で、海上運送法における許可事業船(航行区域が平水区域のものを除く。)に関するJCI細則及び内規を検査事務規程に一本化し、国土交通大臣の認可を受けた。
2. 業務改善計画を策定し、以下3点について重点を置き取り組みを開始した。
 - ①「安全第一の意識改革」の徹底
全職員に「安全第一の意識改革」を徹底するため、役員が全支部を巡回し、職員と対話を開始。また、本部と全支部でWeb会議を行い、実地監査時に発見した個別事例等を共有。
 - ②検査業務の改善
検査業務を内部から指摘できる体制として、本部に「業務改善室」を設置。更に検査実態が国と異なる点を総ざらいするため、全支部を対象に実地監査を開始。
 - ③検査体制の強化
事業として旅客を運送する船舶を専門に検査する部署として「旅客船検査室」を設置。また、検査システムについて検査業務の改善・効率化に資するシステム改修の検討に着手。更に、研修について検査員の能力強化をサポートする内容となるよう検討を開始。

(2) 令和4事業年度事業報告書(検査検定業務)

令和4事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	51,642隻	
中間検査	44,956隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,945隻	
予備検査	18,233件	
検定	243,229件	
性能鑑定	42,023件	
準備検査	0件	
標準適合検査	4件	
その他	37,469件	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し

- ・海上運送法における許可事業船(航行区域が平水区域のものを除く。)における検査方法の見直しについて、JCI細則及び内規を検査事務規程に一本化した上で、国土交通大臣の認可を受けた。
- ・事業として旅客を運送する船舶を専門に検査する部署として「旅客船検査室」を設置した。

(2) 検査場等の整備

- ・高松支部の既存検査場の修繕改修工事

(3) 職員の研修

- ・新規採用者研修、トレーナー派遣型研修(本部検査員によるOJT研修)等を実施した。
- ・研修について、検査員の能力強化をサポートする内容となるよう検討を開始した。

3. 検査方法の見直しや受検案内等の広報の業務

- ・上記許可事業船の検査方法の見直しに関する概要をホームページに公開すると共に事業者向けの説明会を実施した。

(3) 令和4事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

令和4事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	1,924件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

・海外から輸入された原動機について放出量確認(12件)及び船上相当確認(10件)を実施した。

(2) 職員の研修

・新規採用研修、実務研修において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の概要と小型船舶用原動機放出量確認事務に関する研修を実施した。

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

・ホームページ上で小型船舶用原動機放出量確認に関する規制の概要や手続き等の周知を行った。

(4) 令和4事業年度事業報告書(登録測度業務)

令和4事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	6,657隻	
変更・移転・抹消登録等	51,256隻	
登録事項証明書等	4,454件	

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 登録測度事務の実施方法の策定及び見直し

- ・成年年齢の引下げに伴い、未成年者が登録時に提出する親権者の同意書の年齢を見直した。

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修において、小型船舶登録法、登録測度事務規程及び同細則、トン数測度に関する研修を実施した。

3. 登録等に関する広報業務

- ・小型船舶の登録に関する手続き等に関する内容をホームページに公開した。

(5) 令和4事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

令和4事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) ミニボートの安全利用・促進方策に関する調査研究(平成30年度～)

ミニボートは隻数の増加とともに海難事故が増加傾向にあることから、購入時又は利用時に船体構造や設備の安全性・危険性を判断できる情報を利用者に対し提供できるよう、(一社)日本マリン事業協会の「ミニボート安全委員会」において策定された「ミニボート技術指針」をベースとした性能鑑定基準の策定を行うため、製造者、学識経験者等からなる委員会を開催した。

(2) 防災用呼気膨張式浮力補助具の性能基準に関する調査研究

利用者の身を守ることを目的とした防災用浮力補助具は、保管時は非常に小さく収納でき、使用時は呼気により膨らませて装着するものが出現しているが、統一された性能基準等が存在せず、利用者が安全上問題がないか判断することが難しい状況にあることから、当該浮力補助具に求める性能鑑定基準の策定を行うため、製造者、業界団体等からなる委員会を開催した。

(3) 小型船舶に係る国際規則の取入れに関する調査研究(平成17年度～)

小型船舶は外国から輸入されるものが多く、外国への輸出もあり、船体や設備に係る国内規則と国際的な規則・規格の調和を図ることが求められているため、ISOの我が国の代表窓口を務める(一財)日本船舶技術研究協会の舟艇分科会に参画し、ISOにおける規格策定に対応した。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知を行った。